

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり失職（1件）及び発令（7件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 氏 名 佐久間 瑞樹さくま みずき
- (2) 学 校 名 東京都品川区立荏原第六中学校
- (3) 職 名 元教諭
- (4) 年 齢 27歳
- (5) 性 別 男

2 失職年月日

令和5年2月2日

3 失職理由

令和4年10月31日、当時勤務校職員更衣室において、同更衣室に置かれていた同校教諭所有のリュックサック内の財布から同教諭所有の現金3,000円を抜き取って窃取したとして、窃盗により起訴され、令和5年1月18日、東京簡易裁判所において、懲役1年6月、3年間執行猶予の判決を受け、同年2月2日、同判決が確定した。

4 根拠規定

地方公務員法第28条第4項

II

1 教職員に関する事項

- (1) 氏 名 森岡 弘光もりおか ひろみつ
- (2) 学 校 名 東京都江戸川区立第二葛西小学校
- (3) 職 名 教 諭
- (4) 年 齢 40歳
- (5) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和5年6月21日

4 処分理由

令和4年12月24日、コンビニエンスストアにおいて、日用品1点990円相当を窃取するなどした。

III

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 教諭
- (3) 年 齢 37歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和5年6月21日

4 処分理由

令和4年12月23日、ホテルにおいて、勤務校生徒と性行為を行うなどした。

※ 本件については、氏名等を公表することにより上記生徒が特定される可能性があることから、生徒の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

IV

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（多摩地域）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 49歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

停職6月

3 発令年月日

令和5年6月21日

4 処分理由

令和4年9月5日、パチンコ店において、同店の精算機から現金6,000円を窃取した。

※ 被処分者は、事故後に退職願を提出しており、本件処分の発令に併せて、被処分者の辞職を承認した。

V

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 実習助手
- (3) 年 齢 31歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

停職3月

3 発令年月日

令和5年6月21日

4 処分理由

令和4年8月25日から同年9月15日までの間に、勤務校生徒に対して、不適切な内容のメッセージを送信する、勤務校において、抱きしめるなどして、同生徒に不快感等を与えるなどした。

また、同月22日、同生徒に対して、メッセージのやり取りを隠ぺいする目的で、同やり取りを消すよう指示した。

VI

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 32歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

停職1月

3 発令年月日

令和5年6月21日

4 処分理由

飲酒した後、令和4年9月10日、土手上において、施錠されていない状態で置かれていた他人の自転車を見付け、同自転車を無断で使用した。

VII

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（多摩地域）
- (2) 職 名 主幹教諭
- (3) 年 齢 42歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 1月

3 発令年月日

令和5年6月21日

4 処分理由

令和3年10月27日から同月28日までの間に、当時勤務校女性教員に対して、同教員が業務を休むと言わざるを得ない状況を作るメッセージを送信し、同教員に精神的苦痛を与える及び同教員が勤務する場所を制限することを強要する内容のメッセージを送信し、同教員の職場環境を害し、同教員に恐怖感を与えるパワー・ハラスメントを行うなどした。

VIII

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 30歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

令和5年6月21日

4 処分理由

令和4年10月12日、勤務校において、当時同校第1学年男子生徒が遅刻の連絡を怠ったことなどについて指導した際、おまえと縁を切っても仕方ない、ばかなどの不適切な発言を行い、同生徒に嫌悪感を与えた。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）

まずは御相談ください。

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口

【受付時間】

月、火、木曜日：午後3時から6時まで

土曜日：午前9時から正午まで

※各曜日の当番弁護士の連絡先は東京都教育委員会 HP を御確認ください。

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/consulting/window/no_sexual_violence.html

